

平成 25 年度
多賀城跡調査研究委員会
議事録

平成 25 年 10 月 31 日(木)

宮城県教育委員会

【会場：東北歴史博物館大会議室 傍聴人0人】

- 1, 開会 (研究所 山口部長)
- 2, 委嘱状交付
- 3, 挨拶・出席者紹介 (宮城県教育委員会安住教育次長・文化庁佐藤主任調査官)
- 4, 委員長互選 須藤委員長、佐藤副委員長選出
- 4, 事務局からの連絡 (研究所 吉野 班長)
- 5, 議事 (司 会 須藤委員長)

須藤委員長：では、はじめさせていただきます。まず、(1)平成25年度事業経過の多賀城跡災害復旧事業について報告をお願いします。

(1) 平成25年度事業経過

1) 多賀城跡災害復旧事業

(以下、吉野武主任研究員・三好壯明主任研究員が資料に基づき説明)

須藤委員長：今の件にご質問、ご意見はありますか。

小野委員：政庁南門跡での再舗装の手法は最近ではほとんど行われていない。遺構を土でカバーした上にレプリカを載せる手法が主流である。南門跡の手法は整備後に実物が見られるメリットがあるが、デメリットとして遺構に負荷がかかると思う。舗装を撤去した時に遺構に対する悪い影響、例えば、礎石にアスファルトの付着や移動などはなかったか。

三好(壯)：礎石の一部にアスファルト乳剤の付着がみられた。その部分はある程度こすり落としたうえで再舗装の際に露出しないようにした。また、礎石等に移動はないが、舗装の亀裂から周りに水が流入した箇所があったため、改めて碎石で固め直して遺構に影響がないように配慮した。

松村委員：大宰府の大野城ではアスファルト舗装を撤去した後に違う手法で直しているが、アスファルト舗装に変わる舗装は無かったのか。

三好(壯)：復興事業の趣旨が現状復旧なのでアスファルト舗装を選択した。

松村委員：舗装材料もずいぶん進んでいる。古い手法にこだわらず、災害復興の整備

も考えて欲しい。

須藤委員長：他にありませんか。

佐藤副委員長：再測量した座標の件だが、今までの図面と現在の場所の座標はずれている。
今までの図面をそのままずらしても大丈夫か。

吉野：世界測地系上の数値は大きく変化しているが、多賀城跡の測量で用いている任意の座標による各基準点の相対的な位置関係はほとんど変わっていない。例えば、政庁の正殿と南門の基準点の相対的な位置関係は東西方向では変わらず、南北方向では1cm短くなったにすぎない。その程度なら今までどおり多賀城の任意座標でグリッドを組んで測量するにはほとんど影響がない。ただし、多賀城跡という限られた空間内で完結せず、多賀城を世界測地系の座標値を用いて示す必要がある場合もある。それに対応できるように変化した各基準点の世界測地系上の座標値は押さえておく必要があり、今回の再測量を実施した。

佐藤副委員長：ふだんの発掘調査や整備では、多賀城の閉ざされた測量体系の中でも十分対応できるということか。

吉野：そう考えている。

須藤委員長：他にありませんか。無ければ、2)多賀城跡環境事業についてお願いします。

.....

2)多賀城跡環境整備事業(政庁地区再整備)

(以下、三好壯明主任研究員が資料に基づき説明)

須藤委員長：今の報告にご質問、ご意見はありますか。

小野委員：具体的な場所は平面図上ではどこか。

三好(壯)：図版5で正殿の後ろ(北側)に後殿がある。その後ろに築地の図があり、今回の工事箇所になる。

佐藤副委員長：後殿と整備する築地上の北殿の間に回廊風の施設が出来るようだが、発掘調査で確認されていたものか。

三 好（壯）：それは遺構ではない。築地を越えて政庁内に入る誘導路、園路という形で設けた。政庁内の管理も含めて誘導路がある方が良いので設置する。

佐藤副委員長：最近の整備では中央にはスロープもやむを得ないと思うが、縁石は付くのか。

三 好（壯）：付けない。

佐藤副委員長：北殿と後殿を結ぶ廊があったと思われぬように、十分な説明をしないと間違われる。東・西の北殿の間は通路と解釈しているのか。

三 好（壯）：馬道とみており、そう表示する。

佐藤副委員長：では、後殿と北殿の間では道路遺構が見つかっていないから、当時は後殿から降りて普通の地面を歩き、北殿では馬道を通ったのが実際です。

進 士 委 員：今のスロープとか、最近の遺跡整備はユニバーサルデザインやバリアフリーとか、その辺りを気にしている。しかし、それはまず遺跡全部が開園状態なのか。遺跡公園としてオープンにしている、共用しているという前提でしているのなら、全体のマスタープランが無いとおかしい。部分、部分で北殿を整備したから、それを見せるためにその部分だけにスロープを付けても、そこまで行くアクセス道路はあるのか。全体の回遊路が無ければ、そこだけやっても車椅子では行けない。それはどうなっているのか。

三 好（壯）：そうした回遊路は検討事項として検討している段階です。

進 士 委 員：一般論として言うが、まず、佐藤副委員長が言われたように、昔もそうしたものがあつたと誤解されることがあるし、部分、部分でそうしたことをやるのが良いのか。次に、小野委員や松村委員が言われたとおり、アスファルトの整備はおかしい。以前は良いと思ってしたことでも、おかしいと思ったら辞めるべきです。敷き砂利程度でやめても良いはず。発掘にもいいし、保全もできればいいわけだから。検査とか、一度作ったら壊れないようにしなければとか、いろいろあつてハードにしてしまうが、それは遺跡の全体像が出来てからでも良い。時間は長くかかるが、ハンディキャッ

プの人達にも見せたいなら、筵を引いて地ならしをして、いかにも仮設というように。発掘現場の説明会みたいにすればいいと思う。

遺跡はしっかり復元すべきで、スロープとか、そういうものを同じレベルで整備するのはまったく逆だと思う。誤解を与えるし、それほどの必然性も無い。公共事業の悪い性格で、検査されるとか、そうしないと予算が付かないとかで、従来の都市公園のような整備をしてしまう。遺跡はまったく別の特殊な空間だから、市民や県民の方々も行けない所があっても文句は言わないと思う。まだ発展途上の段階なわけだから、全貌が分からないのにどんどん部分だけをやって、そこだけアクセスできるようにするのは少し違う。穏やかだが、佐藤副委員長も同じことを言われたように思う。それが遺跡整備のあり方で、普通の整備と同じやり方は排除すべきではないか。遺跡としては発掘途上の段階で、十分な整備段階には入らない復元の段階だと思う。部分、部分の復元がある程度見えて、全体像が見えた時に利用のための整備を考えればいい。それまでは仮設的にやるという考えが良いのではないか。

三 好 (壯) : わかりました。考えてみたい。

須藤 委員長 : 私が感じていたこととして、調査成果の多い政庁跡をしっかりと見ていただくためにはどんな順路で見ていただくか、ということを経験者の課題として考えていただきたい。それから、政庁-南門間道路のようなところを足の不自由な方や高齢者にどのようにして見てもらうのか。車椅子が動ける導入路の整備なども考えながら、新しい調査成果も取り込んで全体的な流れを考えつつ進めていただきたい。他にございませんか。

小野 委員 : 今までの件に関連するが、進士委員が言われたようにマスタープランの必要性がある。当面は仮設で、という考えは有りと思うが、完成まで時間がかかるので、活用にあたってのマスタープランを考えるべきと思う。参考になるものとしては東京都の浜離宮とか、後樂園とか、そうしたところで歴史的庭園と活用面での施設をどういう風に切り分けるか、というプランが出来ている。そういう活用面でのマスタープランが必要ではないか。

須藤 委員長 : 他にございませんか。無ければ、次の 3) 多賀城跡発掘調査事業の 1. 第 86 次調査について報告をお願いします。

.....

3) 多賀城跡発掘調査事業

1. 第 86 次調査

(以下、高橋透技師が現地説明会資料に基づき説明)

須藤 委員長：今の報告に委員の方からご質問、ご意見はございますか。

佐藤副委員長：1つめの質問として、材木堀の基礎は別の低湿地では木材を横に敷きつめていた記憶があるが、今回は少ししっかりした場所なので盛土で対応していたのか。2点目は材木堀の材質はクリか。3点目は現地説明会資料の全体図で盛土遺構2は盛土遺構1とずれた所にあるが、右下の図や写真では盛土1の上に盛土2が乗っているように見える。関係はどうなのか。

高橋：材木堀の基礎部分は断ち割り調査中で、下の状況はもう少し調査を進めて明らかにしたい。まだ十分な説明はできないが、調査区の東隣りで4年前に行った81次調査や門跡から東の38次調査で見つかった筏(いかだ)地業と同じものは確認できていない。2点目については、11月に鈴木委員と明治大学黒曜石センター所属の吉田明弘氏に調査区内の土層や木を採取してもらい、樹種や花粉を分析していただく手筈になっている。3点目の盛土遺構2は、資料右下の写真のように盛土遺構1の上に盛土されている。全体図は調査区中央の盛土2を除去し、下の盛土1を検出した状況の図面で、盛土2は南端が調査区南東部に残る状況で示されている。そのためずれているように見えるが、実際は盛土1の上にある。その辺りは午後の視察で見ていただきたい。

須藤 委員長：全体図のピンク色で示した所が材木堀の基礎地業か。

高橋：そうです。

須藤 委員長：南側で切れた所の先では下の地山が確認されているのか。

高橋：確認している。

須藤 委員長：基礎地業の幅は出ているか。

高橋：盛土1をする時に壊されている可能性があり、もう少し断ち割りによる調

査を進めて明らかにしたい。

須藤委員長：鴻ノ池の低湿地との関係はどうなりそうか。

笠原 所長：第1図をみていただきたい。池の岸について、北側は今回の86次調査区では池と思われる土が検出されていない。東隣の81次調査区では可能性のある土が下の方で出ている。また、左下の61次調査区は池の中に入っていた可能性が想定されている。東側は79という数字があるが、そこは池の範囲には入っていないと考えている。地山の標高が高く、東岸は若干西に寄った所とみている。南側は現在の市道(新田-浮島線)の南側に20次調査区があり、その築地の基礎地業北辺でしがらみが出ている。標高3.5mで検出されており、鴻ノ池の南岸と想定されている。西は15という数字の調査区では池の痕跡が確認されていない。あるとすれば、もう少し東側になる。

池の場合、水位は今回の調査区や南のしがらみを検出した20次調査区から考えると、標高で4m位だったのではないか。現在の地表面が7mなので、約3m下で、現在の地形とはだいぶ異なっていたとみられる。今後、池の範囲はもう少し詰める必要があると考えている。

佐藤副委員長：では、今回の調査区が高い土地なら築地塀にしていたと思われるが、築地塀にする場所と低湿地で筏地業にする場所があって、その中間のような場所が見つかっているとみられるのか。築地塀を造るには少し地盤が緩いと。

笠原 所長：基本的にはそうです。

吉 野：現地を見ていただくと分かるが、政庁と外郭南門の間の門跡が東側にあって、今回の調査区が西側にある。その間の傾斜が急で、しかも、その間の81次調査区は今回の調査区よりも深い。第1図をみると、もともと鴻ノ池は西の方から弧状に北に入っているが、その湾曲がきついのとかなり深かったとみられる。そういう地形です。それから、今回検出した材木塀と東隣の筏地業は一連と思われるが、さらに門へ向かって高くなる先の状況がまだ分かっていない。来年度にその調査を考えている。

須藤委員長：確認するが、前の81次の基礎地業は筏式か。それから、この新しく発見されている閉塞施設が東の外郭線につきあたる41次調査区の地業も筏式か。

吉 野：81 次の地業は筏式、41 次は積土遺構として見つかっている。

須藤 委員長：そうですか。では、他に質問はありますか。無ければ現地でご質問いただければと思います。次に第9次5ヶ年計画のまとめの報告をお願いします。

.....

2. 第9次5ヶ年計画のまとめ

(以下、吉野武主任研究員が資料に基づき説明)

須藤 委員長：今の第9次5ヶ年計画のまとめの報告は重要な事ばかりだが、質問はありますか。南の外郭線がⅡ期ということになって、Ⅰ期のほうの施設との関係がどうとらえられるか。大事な問題と思うが、どうですか。

吉 野：もともと南側の施設をⅠ期まで遡ると考えていたので、その関係をはっきりさせなければならない、移転しているのか、併行しているのか。それを調べるにあたっては、いま追求しているⅠ期の施設を追うのと同時に南の方の南門、外郭施設も調べなければならない。来年から始める10次5ヶ年計画の中でしていきたいと考えている。

須藤 委員長：両方の調査をしなければならないが、それぞれ調査のポイントとなることはある程度考えているか。

吉 野：その点は、あとで説明する第10次5ヶ年計画に続けて、南門の正報告書作成について説明する中で述べさせていただきたい。

須藤 委員長：分かりました。ほかに委員から意見はありませんか。

佐藤副委員長：一番南側の外郭南辺区画施設は地盤の高い所が築地で、昔の東北歴史資料館辺りの低い所は筏地業の材木堀という認識があったが、今の説明は（北側の）第Ⅰ期が材木堀で、（南側の）第Ⅱ期が築地堀という説明だったと思う。そうなのか、どうかを確認したい。

吉 野：南側の外郭南辺で材木堀は見つかっていない。佐藤副委員長が言われた資料館近くの材木堀は外郭東辺で、南辺はすべて築地堀で見つかっている。

佐藤副委員長：低湿地でも築地塀か。

吉 野：そうです。

佐藤副委員長：第Ⅰ期に築地塀は無いのか。

吉 野：第Ⅰ期に遡るものがあるとすれば、材木塀ではなくて築地塀になる。材木塀になる遺構は見つかっていない。

佐藤副委員長：南側の南辺ではなくて、120m北側で出た施設ではどうか。

吉 野：北側の施設は、低湿地では材木塀が見つかっているが、高い所では築地塀の可能性もある。

佐藤副委員長：では、第Ⅱ期以降の外郭は、東辺や西辺の低湿地では材木塀だが、南辺(南側)はすべて築地塀で、体裁良くしていると思って良いか。徳丹城では北向きが全部築地塀だが、そういうことと関係があるのかもしれない。

吉 野：はい。

須藤委員長：他にありませんか。

小野委員：5頁の第2表をみると、平成21年の81次が外郭南辺（坂下地区）、平成23年の83次外郭南辺（五万崎地区）と書いてある。これはⅠ期の外郭とⅡ期の外郭のことだが、同じ外郭南辺という言葉で表している。それでは誤解があるから、言い切れるならⅠ期外郭南辺、Ⅱ期外郭南辺するのが良いのではないか。言い切れないなら外郭A南辺、外郭B南辺として、同じものを指すのではないとすると良い。それから内側がⅠ期、外側がⅡ期の場合、Ⅱ期が作られた時点でⅠ期は残っているのか、即ち併存しているのか。

吉 野：材木塀は盛土遺構1を造る時に切り取られている。その時期を決定できる遺物はまだ見つかっていないが、遺構の層位的な関係が東隣の81次調査区と同じで、81次でも筏地業の上に盛土遺構があった。8世紀半ば頃以降のもので、その次の遺構になると9世紀に入ることから、現状では南に外郭南辺が出来た第Ⅱ期に北の材木塀は廃絶したと考えている。

小野 委員：結局、併存はしないということか。

吉 野：Ⅱ期以降はそうみている。

須藤 委員長：他にありませんか。

松村 委員：86次調査で見つかった盛土遺構1とか2は、どういう施設になのか。区画施設ではないのか。

吉 野：上面で遮蔽施設などはみつかっていない。また、盛土1は厚さがそれほどでもない。つまり、高い遺構ではなく、上面も平らで堆積層がかぶっているので通路状の遺構とみるのが良いと思う。さらに、上では盛土2として大きく捉えたものが盛土と自然堆積を繰り返している。調査区自体が沢の中なので、土はどんどん流れて堆積もする。そこで、盛土1を最初に造った通路状の遺構、盛土2が自然堆積を挟んで補修を繰り返したものとみている。

松村 委員：通路状の遺構として理解していいのか。

吉 野：そう考えている。

須藤 委員長：他にございませんか。無いようでしたら、次の平成26年度事業計画、多賀城環境整備事業（政庁地区再整備）についてお願いします。

.....

(2) 平成26年度事業計画

1) 多賀城跡環境整備事業(政庁地区再整備)

(以下、三好壯明主任研究員が資料に基づき説明)

須藤 委員長：環境整備について質問、意見はありませんか。無ければ、次の多賀城跡発掘調査事業、第10次5ヶ年計画と第87次調査についてお願いします。

.....

2) 多賀城跡発掘調査事業(第10次5ヶ年計画と第87次調査)

(以下、吉野武主任研究員が資料に基づき説明)

須藤委員長：今の報告について質問、意見はありますか。外郭南辺と北側の坂下地区の区画施設もあわせて 87 次とするのか。

吉野：小野委員から指摘のあった区別の問題が出てきますが、調査は北側の施設も視野に含めて 87 次で考えている。

須藤委員長：明確に区別したほうが無難だと思う。検討してください。

吉野：はい。

鈴木委員：北側の南辺で 2 つ聞きしたい。現地説明会資料の図で西に延びている赤い点線が途中で切れているが、そこまで線を引く根拠は何か。もう 1 つは今年の 84 次調査区では南辺が延びている証拠は見つからなかった。その西隣りを調査する目的、84 次では見つからなかったが 88 次では見つかる根拠は何か。

吉野：点線をそこで切っている根拠は特にない。実際に見つかった 81 次調査区から点線にして、ある程度延ばした所で任意で切っている。次に 88 次調査の根拠だが、84 次調査では区画施設の本体は見つからなかったが、それを造るための土取り穴とみられる遺構を北端で見つけている。また、今回の 86 次調査区の材木堀から改めて線を延ばすと 84 次調査区の少し北側を通る。そこで北西隣りに調査区を設定すれば検出の可能性が高いとみて調査する。

松村委員：さらに延ばした先の 30 次や 33 次では見つかっていないのか。

吉野：見つかっていないが、30 次とその下の 28 次の調査区の間が少し切れていて未調査になっている。28 次では北端を少し抜けて調査していて、怪しい整地が見つまっている。可能なら、88 次調査と同時にそうした場所を見つけて、ピンポイントで追って行きたいと考えている。

佐藤副委員長：30 次と 28 次の間の道路に何か痕跡はあるか。

吉野：その可能性もある。非常に怪しい場所だと思う。

松村委員：西門と一緒に発掘することはできないか。90 次調査区だと離れてしまう。

吉 野：西門は用地上の問題で調査できない。道路部分も同じ理由で小規模な調査しか難しい。

佐藤副委員長：この道路のところが南辺でいいのではないか。

進 士 委 員：少しいいですか。街作りでは、よくバックキャストिंगというのをしますが、考古学は掘って次を考えるのか。多賀城というのは行政、軍事の拠点だが、それならどれくらいの兵隊が居住しているのか。食料もいるわけだし、城内で畑や田は作ったのかとか。そういう全体像があって掘っているのか。プランナーの立場から言うと、多賀城は丘の上を使っている。それなら自然地形の微地形を利用する。例えば、政庁をどう作るかという点をプランナーの目で見れば、政庁は真ん中の一番良い所に置いて、真っ直ぐにアプローチする道路を作って、外は権威を見せるために南辺はこういう風にするとか。大体考えそうなことだが、そういうストーリーはできているのか。そうしたことは（調査関係の報告では）聞いたことがなくて、細かい話ばかりを聞くので想像するのが難しい。

それを申し上げたのは、先程の整備の話との関係です。私は整備側なので、整備の仕方はストーリーと連動するように、と思う。遺跡を市民に向けて歴史体験の場、歴史を感じる場にするなら、そういうストーリーの目途がある程度立っていて、そのように持って行く整備を、と思う。小野委員が言われたマスタープランの必要性もそういう意味です。本当の計画というよりは、ラフでもイメージを作るにはどうしたらいいか。北殿との間にだけスロープを入れるといった部分的なことでは駄目でしょう。

土地利用は全体で見えるわけで、遺跡の全体が微地形の上にあるわけです。だから、北辺は自然地形で斜めになっている。裏側はどうせ見ないのだから、守れば良くて、結界を入れれば良い。あとは東西南北で地形の良い所を選んだのだから、プランナーの立場で、そこをどう運用していくのか、先程言ったように何人くらいの人が住んだからこれくらいの場所が必要だとか、これくらいの建物がいるとか、それらをどこに作ったら一番いいか、とかを考える。そういうシュミレーションをしているのか、関心がある。

吉 野：全体的な立地とか、どれくらいの人が居て、収容するにはどの程度の建物を作らなければいけないとか、そうしたことは考古学とは分野が別だが、文献資料などから考えている。ただ、それらからイメージは描けても、本当にそうだったという証拠はない。それを考古学的な発掘調査を通して、違うとか、イメージどおりだとかを確認する。その繰り返しが必要と考えている。

進士委員：では、ラフでもできているのか。

吉野：カチっとした形のあるものはないが、仕事を進めるなかで普及のパンフレットを作ったりすることがある。そういう時には発掘調査成果だけではなく遺跡の全体像もある程度イメージして作る。

進士委員：鴻ノ池の発掘だが、庭園の場合、池は土を掘らないといけないので、盛土が出る。排水が必要な場合もあるし、用水の確保とか、いろいろある。ですから、池の一部だけを掘っているが、汀線をずっと掘っていけば池の形はすぐ出るし、ボリュームも出るわけで、その土量はどこに上げたかということと、どこが盛土かがわかる。そう考えるのが普通だと思う。池は園遊に使ったとか、後から利用を考えるかもしれないが、入口は土量だから、まず池を出す。池があると、一般の利用者は古代の庭園か、公園だと思うので重要な要素です。池がみえれば、だいぶロマン溢れる風景が見えてくる。そういう見方がなくて、出たものだけに凝っているのは大局が見えてないように思う。駅には史都多賀城と書いてあって、土地もどんどん買って、瓦を焼く窯まで調査している。凄い所まで突っ込んでいると思うが、何か大本が見えない。

須藤委員長：鴻ノ池についても政庁ー南門間、外郭南辺（北側）の調査で様子が分かり始めた状況だと思う。先に片をつけるものもあるが、今後、どんな池なのかという点を課題の1つとしてほしい。他にご意見はありませんか。

小野委員：同じようなことになるが、今回の調査から次第に外郭西辺を主に調査していく場合、それはその後の整備に繋げていく考えがあつての計画か。

吉野：現在の整備は先に行なった政庁ー外郭南門間の調査（第8次5ヵ年計画）を追う形で進めている。今回の計画にある外郭南門や道路の調査もそうした整備につなげる考えで計画した。外郭西辺の調査については外郭の整備につなげることを意識はしている

小野委員：先程、進士委員のお話にあつた大本の計画を立てるとすれば、どこを第一段階の整備とするか、という位置付けをして必要な調査を進める連動が必要だと思う。その辺りを意識していただきたい。

吉野：はい。

熊谷委員：私も池について聞きたいが、2つある南辺のうち北の方がⅠ期で、南の方がⅡ期以降となると、結局、鴻ノ池はⅠ期には多賀城の外にあって、Ⅱ期以降に城内に取り込まれたことになる。その場合、池の利用法という点からすると、城内に取り込まれた後で池を整備し直して園遊などに使い始めたのかどうか気になる。利用法がⅠ期とⅡ期以降では違ってくることについて、調査では何かわかっているのか。

吉野：その辺はまだわかっていない。調査例も少なく、今後考えていきたい。

松村委員：昭和44年から発掘調査を40数年しているが、全体の指定地に対する発掘面積は何%くらいか。

吉野：1割を超えた程度です。

松村委員：平城宮は50年で36%ぐらいです。そうすると進捗状況は非常に遅々たるもので、もう少し効率的にまとまった面積を発掘して、整備し、活用に生かす視点がないといけない。特に外郭施設は平城宮では指定地をどこまで指定するかの問題があるので最初に行っている。城柵だから外郭が重要なのはよくわかるが、もう少しまとまったコンパクトさで、次につながる調査を効率的にして整備につなげる必要がある。

小野委員：活用というのは市民の観点から言われるので、発掘したものをちゃんと整備したうえで活用するという道筋を考えないといけない。これだけの広い面積なので市民の理解を得られない可能性がある。

笠原所長：発掘と整備の関係だが、確かに今までの多賀城の発掘はそれほど連動していたわけではないかもしれない。今後、視野に十分入れて考えていきたい。

佐藤副委員長：当面は、南辺から西辺への調査で第10次の計画はよいと思う。特に87次の南門や内側の南門西側の調査は大事だと思う。あとの議題にもあるが、南門の復元計画を視野に入れると、この前まで南門から政庁にかけての地域を中心に掘ってきたラインを見学に起用することになる。その際に北側の南門の性格や南側の南門はⅠ期にはどうだったのかということ、熊谷委員が言われたように鴻ノ池が外にあったのか、内にあったのか。その辺りを確実に把握するのが必要だと思う。それから、北側の南門の外の道路がどのようにアク

セスしていたか。南側の南門のある場所がただの丘で、そこは通らなかったのかという点も含めて、これからの調査で決着をつけておかないと整備が進まなくなる。しっかり見通しをつけていただきたい。

須藤委員長：貴重なご意見をありがとうございます。よろしいでしょうか。無ければ、次の
(3) その他の多賀城南門跡の正報告書作成についてお願いします。

.....

(3) その他

1) 多賀城南門跡の正報告書作成について

(以下、三好秀樹主任研究員が別添資料1に基づき説明)

須藤委員長：多賀城の外郭南門跡の正報告書、それに関連する第87次調査について、ご意見、ご質問があればお願いします。

佐藤副委員長：南門について検討する時に南の方の第Ⅱ期南門、城内の道路とリンクして多賀城碑が置かれていると思うので、その位置関係も触れていただきたい。

三好(秀)：正報告書で周辺の調査成果にも触れるということですね。ちなみに87次調査の対象範囲は多賀城碑までは広がらない。

佐藤副委員長：調査区は広げなくていいです。検討をする時にどういう位置に置かれたかという点は意味がある。第Ⅱ期造営全体の総仕上げの記念碑のような性格だと思うので。

笠原所長：ちなみにⅡ期の13m幅の道路からは6.7m離れた所にある。

須藤委員長：87次調査は西半分が主体か。それとも南門全体を検出し、再調査するのか。

三好(秀)：南門全体を再調査するが、築地塀は西側を重点的にみたい。門の向きが変わると、築地塀が取付く位置も変わっていき考えられる。西側で見つけている築地塀を東側に延ばしたものが第2図(別添資料1)の赤い線で、これがずっと延びていくと、現在想定しているⅡ期の門の中央にあたる。それで良いのか、確認する目的などから西側を重点的に調査する。

須藤委員長：外の南北大路との関係を確認するのは可能か。

三好（秀）：南北大路に関わるかもしれない遺構として、第2図にオレンジ色で示した溝があり、年報などで南北大路の側溝になるのではと検討している。今回の調査対象範囲に含まれるので改めて時期や性格を検討したい。

須藤委員長：他にありませんか。

熊谷委員：古代史の立場から言うと、多賀城が最初に文献に出てくる時は多賀の柵、柵という字で書かれている。柵という字の元々の意味は木柵だから、いわゆる材木塀、少なくとも文字の原理だとそういうことだと思う。2つある南辺の北の方のものは、今までの調査で少し地盤が悪くて低い場所では材木塀ということが分かっている。問題は、低くない場所で地盤がしっかりした所も材木塀だった可能性はないのか。第10次の計画でいくつか低くない所を発掘するなら明らかにしていただきたい。

三好（秀）：ご指摘のことを確認する意味で北の南門西側を調査する。丘陵部で門に取付く部分の区画施設がどんな構造かは大きな問題で、未調査のこの場所で結論を出せればと考えている。

熊谷委員：関連してもう1つ。今までの調査で地盤の高いしっかりした所で材木塀がみつかった例はないか。東辺にはなかったか。

三好（秀）：東辺の55次調査の時に第Ⅲ期以降の外郭施設のすぐ外側で材木塀を検出している。ただ、年代が把握できていないこと、前後の延びが判然としないことから性格は決めかねている。

熊谷委員：外郭施設なのは確かか。

三好（秀）：そこでしか確認していないのではっきりしない。北側の延長で82次調査をした時には築地塀は見つかったが、材木塀は検出されなかった。他に、東辺南端の低湿地から丘陵に上がり始めたところは材木塀だったと思う。

須藤委員長：他にありませんか。

松村委員：門の規模が87次調査で変われば、多賀城市が計画している立体復元の南門

の規模や構造にも影響してくると思うが、その点はどうか。

三 好（秀）：前年度から多賀城市で南門等復元整備検討委員会議が始まり、研究所も出席して現在の解釈や報告書の進捗状況を報告している。次の会議は今年度末と思うが、さらに検討を進めた解釈を、その時点の研究所の見解として示したいと考えている。

松 村 委 員：桁行総長の差が 60cm ぐらいだから構造はあまり変化しないでしょう。

飯 淵 委 員：基本的にはそう思うが、やはり一番基礎となる平面規模がはっきりしないとなかなか進まないの協力をお願いしている。

進 士 委 員：平面は分かっても立面はどう推定するのか。その頃の事例はあるのか。

飯 淵 委 員：古い奈良時代、平安時代の建物を参考に推定することになる。

進 士 委 員：東北にはあるのか。

飯 淵 委 員：全国の古い建物を参考にして進めるが、そこまではまだ至っていない。平成 5 年にはその様にした。それを全面的にまた見直す作業を進める。

進 士 委 員：第 2 表の表記のように(単位は)メートル法で統一するものなのか。尺とかは時代で(長さが)違うでしょうが、尺貫法は使わないのか。

松 村 委 員：両方書く。もちろん基準値も説明しないとイケない。(1 尺が)29.6cm なのか、35.6 cm なのか。

進 士 委 員：少なくとも造る時は中途半端な数字では造らない。当時のままなら割り切れる数字になると思う。

松 村 委 員：10 尺とか、20 尺とか。

進 士 委 員：ですから、(資料が)正しいかどうかの見当がつかない。併用してほしい。

三 好（秀）：平成 5 年度の南門復元基本計画書でも併記されているのでそうします。

須藤委員長：他にありませんか。無ければ、次の多賀城跡環境整備事業基本計画と第二期長期基本計画についてお願いします。

.....

2)多賀城跡環境整備事業基本計画と第二期長期基本計画

(以下、笠原信男所長が別添資料2に基づき説明)

須藤委員長：今の報告について、ご意見がありましたらどうぞ。

小野委員：別添資料2ということで「特別史跡多賀城跡附寺跡環境整備事業基本計画について」と書いてあるが、これ自体が基本計画か。「について」とあるのは、こういう方針で作業を組みますと言うのかと思えば、中身なのか。

笠原所長：できれば、基本計画にしたいと思う。

小野委員：そのままなのか。しかし、基本計画の体をなしていない。

鈴木委員：これは決まったことか。

笠原所長：決定したことではない。こういう形でということです。

小野委員：ただ、4頁の表の黄色いマーカーをつけた所をみると25年度にすることになっている。これから半年間で作り上げるのか。

笠原所長：そのようにまとめたいと思う。

小野委員：資料の目的の最後に調整したと書いてあるので、これがそのものと私は理解したが、まだ修正の余地はあるか。

笠原所長：ご意見にもとづいて修正するつもりです。

小野委員：体をなしていないのです。中身云々ではなく、体をなしていない。基本計画だから20年とか25年とか、それぐらいを見据えたものでないとマスタープランにはならない。5年ぐらいのはアクションプランです。マスタープランを作ることの重要性を認識していただきたい。基本計画というのをやるな

ら、もっと図にゾーニングをしっかりと示して、それにリンクするスケジュールを付けて。あとは具体的な造成・排水とか、遺構の保存の仕方・展示の仕方、あるいは便益施設、管理施設、情報教育施設などのあり方、それから環境景観などを具体的な内容を持った計画にしないと、基本計画とは言えない。

笠原 所長：でしたら、そうしたものをつけた形で基本計画を作成します。また、協議していただいた内容を生かしていきたいと思う。

小野 委員：では、基本計画を作る具体的な仕事は誰がするのか。基本計画というのは重要なものと思う。紙をつくるのが目的ではないが、ちゃんとした紙がないと後々に示していけない。そのあたり、基本計画を甘く見ている感じがする。進士委員はいかがですか。

進士 委員：その通りです。これはどこで作ったのか。

笠原 所長：案としては研究所で作りました。

進士 委員：研究所が主体となって作るのか。

笠原 所長：最終的には多賀城跡連絡協議会です。

進士 委員：形式的には協議会でも直接のワークの主体はどこか。

笠原 所長：研究所です。

進士 委員：研究所にプランニングをする人は居ないのか。

笠原 所長：環境整備担当がいます。

進士 委員：整備というのはデザインです。プランというのはもう少し高度なもので、全体からいく。先程、全体の多賀城とはどういうものか、と吉野研究員に質問をした。大体の土地利用はそうだが、まず、史跡整備全体のプランの基本方針が前提に無いと駄目です。この計画は多賀城そのものについて全然書いていない。多賀城があつて、それはこうしたものだから、その良さを引き出して復元整備をし、利用に供する。そうしたことを整理して行って、それから具体的な土地利用をして、小野委員が言われたことになる。それがプラン

ニングで、デザインとは違うし、コンセプトが要る。そのコンセプトメイキングがこの資料には抜けている。それは先程の文献であれ、周辺や東北の事情などからある程度の全体像を示すべきで、それがあれば共有ができる。そしてスロープをそこに付けるかどうかの判断となるが、それが無いところに仕事がいきなり事業として来ている状態と思う。

何故、計画というのか。計画とはどういう思想でやるのかというコンセプトと、具体的にどうするかということ。いつまでにどのくらいの費用で、データはどのような形で、知的なシンクタンクもないといけない。そういうものを時系列的にプロセスとして書く。その後のアウトラインは小野委員が言われたように図面でもう少しイメージしないとけない。計画書というのは別の解釈をしないためのもので、担当者が変わってもこれで行くという共有できる情報を体系的にしっかり整理したものだから半年や一年では無理です。二、三年かけてやるものです。

小野 委員：専門的な職業、仕事です。文化庁で主任調査官をしていた時に宮城県の白崎さんに調査官で来てもらっていたが、彼は全国を見てまわって基本計画の何たるかを十分理解している。彼の協力があつた方がいいと思う。

笠原 所長：では、先生方の意見を参考に検討のうえ改めて出したいと思う。

須藤 委員長：他にありませんか。

進士 委員：県立都市公園モリリン加瀬沼公園とは何か。あるのですか。

笠原 所長：多賀城北辺の北側にある。

進士 委員：この名前、モリリンというのは何ですか。

笠原 所長：杜の都信用金庫のネーミングライツでマスコットキャラクターの名前です。

進士 委員：多賀城のイメージとは随分違うと思う。

佐藤副委員長：2点ほどよろしいですか。1つは小野委員や進士委員が言われたように、基本構想は普通の史跡だと基本計画の前に1年位をかけて仕事をして基本計画に結びつけていくので、この構想か、方針みたいなものを早急に詰めていただきたい。もう1つは1頁の図でモリリンの中にも特別史跡が入ってい

る。特別史跡の北辺は木道で整備したこともあるので、特別史跡としての整備をしていただきたい。単なる自然環境整備ではなく、歴史環境整備も必要で緑の所にもブルーが入るべきだと思う。

笠原 所長：北辺そのものはブルーになっている。

佐藤副委員長：では、加瀬沼のモリリンは北辺の下からですね。それから南の方の自然環境整備もいいが、図に太い黒線で特別史跡の線を入れて、その中は文化庁系の史跡整備を進めていく所だとしっかり位置付けていただきたい。

進士 委員：モリリンの名前が良くないのはコンセプトを歴史の都とするわけでしょう。コンセプトはもっと統合的なものです。都市公園にしても用地の獲得や整備の費用といった制度は仕方がない。ただ、一般の県民やユーザーに対しては歴史的な環境の1つにしたほうがいい。モリリンという名前を付けなければならないならポール程度ならいいが、どうかと思う。それから史跡の前に中央公園というのがあるが、そこは市街地で、多賀城市が整備するわけです。中央公園と書くと、一般やデザイナー、それから行政側もグラウンドやトラックがあって、遊具もあるものと思う。遊具をいけないとは言わないが、歴史的な環境として全体のイメージアップを図るなら十分に注意しないといけない。一般の皆さんは公園と言うとブランコ、滑り台だと思う。制度は仕方がなく、行政的に費用を持つてくるために都市公園法や都市緑地法とかを使うが、法律はデザインまでは決めてはいない。だから、植栽にせよ、施設にせよ、古代のイメージを街全体で出さないといけない。街路樹1つ点検すべきで、アメリカハナミズキを植えたのを私は何だと思う。全然ばらばらです。本気ですのなら、多賀城市自体がもっとしっかりすべきです。小さな史跡整備ではなく全国区ですから。その認識が弱い。

須藤 委員長：他にありますか。

鈴木 委員：私も小野委員と同じ感覚で、資料をどういう位置付けで見るか分からなかったが、計画中の中間的な話として意見を求めたということで申し上げたい。4頁の黄色の箇所、これは平成41年度までの計画という感覚でよいのか。

笠原 所長：微妙だが、そういうことも含めてこれから考えていきたい。

鈴木 委員：環境整備の5ヵ年計画はすでに第9次まで来ていて、これから3回行うわ

けだが、大本の全体プランがあって、その中で9次までにどこまで、次の15年でどこまで、という到達点を明確にしないと何をしたら良いか分からないのではないか。それから最初のところに公有化率が31.5%と書いてあるが、これは41年度までに多賀城市が中心になって行う目標か。

笠原 所長：その31.5%は整備した面積で、公有化率は50%強です。

鈴木 委員：では、その公有化率を計画年度の中でどこまで持ってくるのを想定して計画を立てたのか。というのは、市道新田－浮島線が何とかならないのか。多賀城の価値を半分は損ねている。この地域で生活してきた方々の生活道として重要だったとはいえ、新しい道路が出来たことで通過車両には通行しないでというのも不可能では無くなってきている。本来、そのために新しい道路を造ったのだから。実際は、そうもいかずに今も使っているが、これを史跡内で生活する人の道路という位置付けでいけば、政庁－南門間道路部分を通行出来なくするのは不可能ではないか。そこで、公有化の進展と関連してくるが、今度の15年では無理でも今後50年の間には公有化して無くすことを見据えた計画が立ってくるのが一番と思う。それから鴻ノ池だが、計画に出てくるところでは自然生産緑地となっている。池にはしないということか。

笠原 所長：現在は鴻ノ池という通称だが、はっきりした縁辺部や園池の形は捉えられていない。印象では人工的な雰囲気がなく、園池ではない可能性もある。

鈴木 委員：ここは進士委員が言われたように重要なポイントだと思う。園地とすることで2頁にあるビューポイントのようなマークも当然付く。そういうつもりで発掘調査をやって、池であるのか、ないのかをはっきりさせて、池だったら池として復元する内容を計画に盛り込んで行けないか。

進士 委員：ナショナルレベルの国の出先機関であれば、それなりのステータスの役人が来る。役人が来れば宴会をするのが当たり前で、宴会には池がないといけない。それを今の人達もそういうものだと見るわけです。そう考えた方がストーリーは良くなる。いくら何でも生産緑地はない。湿地は環境サイドではよく言います。鴻ノ池が人工の池か、自然の池かは分からないが、ただ、古代の地位のある人達は絶対に水面は利用している筈です。

笠原 所長：南側に築地を造った時点で、湿地だった所がせき止められる形になる。上からは水や土砂がかなり入ってきている。そういう状況だから水が溜まっ

た、すなわち池になったのは確実だと思う。

鈴木 委員：北側の盛土遺構は泥が入るのを止める砂防ダムの役割をしたというのは考えすぎだろうか。

小野 委員：整備も開発行為なので調整池を求められる可能性もある。その機能を持たせて整備をするのも一つの考えと思う。

笠原 所長：ちなみに鴻ノ池は門の西側にあるが、東側のあやめ園がある場所も同じような状況で池が出来ている。それは池としては残らず、水面は標高 2.9m くらいの低い状態で水が溜まったとみられる。発掘調査でも土が早く堆積している場所で、第Ⅱ期に南の築地を造った時には池が出来ていたが、早い段階で埋まっている。一方、西側の鴻ノ池はそれよりも遅くまで残っている。

須藤 委員長：貴重なご意見をありがとうございました。基本計画をどう作成していくか、研究所内にワーキンググループを立ち上げて、どう動いていくかという点を、次回はしっかりさせるとよいと思う。他に何かご意見はありませんか。

櫻井 委員：史跡の整備と都市計画とについて聞かせていただきたい。特に史跡外側の中央公園や城南地区についてで、人が来て、そこから史跡に向かっていく場所の整備を都市計画的にはどう誘導しようとしているのか。

加藤 課長：私は文化財担当なのでストレートに答えられないかもしれないが、現在、中央公園と呼ばれる場所は西側が野球場、東側がサッカー場になっている。ただ、野球場のほうで砂利式の駐車場になっている所は多賀城の政庁から延びてくる大路の部分です。そこについては公園部局も、当時の形態ではないが整備する方向で、大路を復元していこうと考えている。

櫻井 委員：野球場はやめるということか。

加藤 課長：いえ、野球場は(大路の)もっと西側にある。野球場と現在の道路との間の駐車場になっているスペースに大路の復元を考えている。それから、その南側の市民生活区域になっている市街地の部分だが、そこでは城南地区の土地区画整理事業の際に整理組合から提供を受けて幅 8m 程の大路を整備してもらっている。本来は 17m~23m 幅だが、そこまでは求められなかった。市民生活区域で復元された大路と中央公園で復元する大路、そして特別史跡に入

って外郭南門から正殿へ向かう、といった形で政庁へ誘導する。

櫻井 委員：私としては周りにある住宅の高さ規制や景観規制などがされているかという点を知りたいのだが。地区計画というか。

加藤 課長：そちらは少しうろ覚えで申し訳ないが、確か城南地区は壁面とか、屋根瓦とか、高さとか、住宅地に関しては地区協定が何かでなされていたと思う。ただ、1カ所、国府多賀城駅の近くには高層マンションが立っている。

櫻井 委員：全体としてどういう風に作っていくかというビジョンを知りたいし、また、気をつけていくべきだと思う。それから多賀城跡連絡協議会の中に都市計画系の部署がないのが気になる。今後、入る余地はないのか。

笠原 所長：今のところは多賀城市の文化財課に連絡を取って進める考えでいる。

加藤 課長：文化財課では中央公園の整備計画があると市の部署と話をしながら、研究所とも調整をしている。文化財課が窓口になって多賀城市側の整備計画は研究所に伝え、かつ意見をもらい、市の部署に伝えている。

進士 委員：一言いいですか。南門が復元されて鴻ノ池も出来ると観光的に相当イメージアップする。その時には櫻井委員が言われた高さ規制ぐらいいはしておかないと駄目です。行政は人が来るようになってからするからいけない。昔から歴史的な史跡ではお金持ちがよくすることで、マンションは人が集まって土地の価値が上がるから出来る。そこで行政がすべき事は、遺跡を整備する前に規制をかける。高さを13m、10m位に押さえておく。そうすれば住民は文句を言わない。それが都市計画の手法です。批判が出た頃から制限しようとするが、できるわけがない。地元では大きいビルを作りたくなっている。要するに、手順が逆で、こういう構想を出す前にあの辺は環境整備をするから高さ制限をかけるとか、すればいい。地方なら十分できる。景観整備や景観保全地区とか、用途地域もいろいろかけられるし、手段は沢山ある。

須藤 委員長：他にご意見、ご質問はありますか。

小野 委員：前の件になるが、政庁の北殿は高さを1m50cmあげるのか。後殿や正殿は遺構のレベルなので、そこだけが浮き上がる感じになる。そういう計画を立てて実施に移していると思うが、コンセプトは何か。非常に違和感がある。

三 好 (壯) : 政庁の再整備は第Ⅱ期で行い、時期の異なる遺構の平面表示はしないことにした。このため第Ⅳ期の礎石が残る後殿、Ⅲ期の築地が残る北殿では、それらを保護するために正殿から北側を全体的に嵩上げしてⅡ期の遺構を表示することにした。

小 野 委 員 : 北殿だけでなく後殿もか。あとの時期の遺構を保護する観点であげたのか。

三 好 (壯) : そうです。

小 野 委 員 : 分かりました。ただ、出来あがると凄い違和感があると思う。

須 藤 委員長 : 他にご意見はありませんか。全体を通じてでも結構です。では、無いようですので議事を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。

.....

7, 報告事項

山 口 部 長 : 長時間にわたり、ご審議、ご指導ありがとうございました。須藤委員長は議事の進行、大変ありがとうございました。続きまして、7の報告事項に入らせていただきます。多賀城市教育委員会から(1)用地買収経過及び維持管理事業、(2)多賀城南門跡の復元事業の経過について、報告がありますので、よろしくをお願いします。

(以下、多賀城市 千葉課長補佐が資料に基づき説明)

山 口 部 長 : ただいまの報告について、ご質問、ご意見等はございますか。

須 藤 委員長 : よろしいですか。まだ、多賀城の整備の基本計画が作られていないが、先程の説明の基本方針にあったように遺構は盛土をしたうえでの表示を基本とするので南門はかなりの盛土となる。周りの景観に与える影響を慎重に考える必要がある。それから、南門と築地というかなりの範囲を多賀城市で整備するわけで、中途半端になることはないとは思いますが、どこまでをどのように、また、盛土が全体にどう影響するかという点を十分に考えていただきたい。多賀城碑も沈んだ位置になってくるのでよく考えてほしい。

進士委員：私も一言。先程、鈴木委員が言われた道路付替えのタイミングは今だと思う。一度くらいなら都市計画上は簡単で、都市計画変更をして用地費もそう高くはない。城内の住民の生活用という点では計画の中の園路で上手に残して不便をかけないようにする。少なくとも車が築地の中にあるのでは一体感は出来ない。軽い史跡整備ではなく、多賀城という名門のプロジェクトだから今から手を打つといい。国道を動かすわけではなく、都市計画上の変更はいつでも簡単にしている。周辺の環境をコントロールする、事前に押さえる景観配慮と道路だけはしておくといい。復元して門が建ってからでは絶対いけない。今のほうがしやすいのでよく話して下さい。

加藤課長：須藤委員長の言われた盛土については、まだ具体的な検討には入っていない。できれば、委託をかけるなどして、三月に開く次の委員会議で検討できる素材を出せればと考えている。それから平成5年の南門の復元計画は20年も経過している。新しい工法もいろいろあると思われるし、高さの問題もあるので、その辺りはまとめて検討したい。また、進士委員のご意見について、この市道は昨年、県道から市道に格下げして新田－浮島線としている。そのあたりの意図をくんでいただきたいと思います。

進士委員：県道を市道にして廃道にするべきで、廃道にする時は先に付替え道路をつければいい。

加藤課長：県道は別にできている。

鈴木委員：県道は出来たが、便利性から廃道にはできないということ。

進士委員：公有地が50%というのは全国的にも珍しい。それだけ力を入れているなら道路で損をしているので、そこは県道、市道、廃道でいつてほしい。

加藤課長：最初の段階は進んだということで、ご理解をいただければと思う。

佐藤副委員長：進士委員が言われたように、そこはシャットアウトすべきだと思う。あるいは半分くらい歩道にしたら良いのではないか。そうしたことも含めて2024年の創建1300年を目指すのは大変いい話だが、あと11年で、あまり時間が無い。また、建物に檜を使う場合、大きな木は得られないという話も聞く。それも含めて、いろんなことを一度にやらなければいけないと思うので体制を是非しっかりしていただきたい。それから調査成果は研究所

がまとめるので、それを踏まえて次のことをすぐ考えるのは大変だと思うが、急いでいただかなくてはならない。

松村 委員：門の上に人を上げて欲しいとか、そういう要望はあるか。

加藤 課長：今のところはない。平成 5 年の計画書でも工作物で考えており、人を上げる予定はない。

松村 委員：平城宮も全然上げていないが、恐らく要望は出てくる。本来、上がるべき性格の建物ではないので抑えるようお願いしたい。

加藤 課長：建築物になると別の手続きが発生するので、現段階では工作物で良いと考えている。

山口 部長：貴重なご意見をいただきました。他にご質問・ご意見はございませんか。無いようですので、これもちまして報告を終了させていただきます。

7, 閉会挨拶 (宮城県多賀城跡調査研究所 笠原所長)

8, 閉会 (研究所 山口部長)

平成25年度多賀城跡調査研究委員会出席者

	名 前	所 属 等
委 員	1	飯淵 康一 宮城学院女子大学特任教授
	2	小野 健吉 独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所 副所長
	3	熊谷 公男 東北学院大学教授
	4	櫻井 一弥 東北学院大学准教授
	5	佐藤 信 東京大学大学院教授
	6	進士 五十八 東京農業大学名誉教授
	7	鈴木 三男 東北大学名誉教授
	8	須藤 隆 東北大学名誉教授
	9	松村 恵司 独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所 所長
文化庁	10	佐藤 正知 記念物課 主任文化財調査官
宮城県	11	安住 順一 宮城県教育委員会 教育次長
	12	佐藤 則之 宮城県教育庁文化財保護課 課長
	13	須田 良平 文化財保護課 技術副参事兼技術補佐（総括担当）
	14	佐久間光平 文化財保護課 技術補佐（総括担当）
	15	須賀 正美 文化財保護課保存活用班 技術補佐（班長）
	16	天野 順陽 文化財保護課埋蔵文化財第一班 技術主幹（班長）
東北歴史博物館	17	今泉 隆雄 東北歴史博物館 館長
	18	中條 清 東北歴史博物館 副館長
	19	山口 幸子 東北歴史博物館 管理部長（兼）多賀城跡調査研究所
	20	古川 一明 東北歴史博物館 学芸部長
	21	山田 晃宏 東北歴史博物館 企画部長
多賀城市	22	菊地 昭吾 多賀城市教育委員会 教育長
	23	加藤 佳保 多賀城市教育委員会文化財課 課長
	24	千葉 孝弥 多賀城市教育委員会文化財課 課長補佐兼文化財係長
多賀城跡調査研究所	25	笠原 信男 多賀城跡調査研究所 所長
	26	吉野 武 主任研究員（班長）
	27	三好 壮明 主任研究員（兼）東北歴史博物館
	28	三好 秀樹 主任研究員
	29	廣谷 和也 技師
	30	高橋 透 技師